

お気軽にご相談ください！／

# 久喜市成年後見センター

## 成年後見制度について



お問い合わせ先

久喜市役所 高齢者福祉課 地域包括支援係  
(久喜中央地域包括支援センター)

障がいのある方のご相談は、  
障がい者福祉課 自立支援第1・第2係へ

〒346-8501 久喜市下早見85番地3

**TEL 0480-22-1111**

その他の連絡先

久喜東地域包括支援センター (久喜東地区)  
久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内  
**TEL 0480-23-8845**

菖蒲地域包括支援センター (菖蒲地区)  
久喜市菖蒲町新堀38 菖蒲総合支所内  
**TEL 0480-85-8131**

栗橋地域包括支援センター (栗橋地区)  
久喜市間鋸251-1 栗橋総合支所内  
**TEL 0480-52-7835**

鷺宮地域包括支援センター (鷺宮地区)  
久喜市鷺宮6-1-1 鷺宮総合支所内  
**TEL 0480-58-9131**

# 申立て Q&A

Q1 申立てはどこで裁判所でもできますか？

A

申立てでは、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所で行います。  
久喜市の管轄は、さいたま家庭裁判所久喜出張所 (TEL 0480-21-0157) です。

Q2 誰でも申立てができますか？

A

申立てができる方は、ご本人、配偶者、4親等内の親族などです。  
※ 身寄りのない方については…  
市区町村長による申立ても可能です。

A

Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？  
また、費用はかかりますか？

A

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

申立書

診断書 (成年後見用)

申立手数料

(1件につき800円の収入印紙)

※ 補助や保佐において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申立てる場合は、これらの申立てそれそれぞれにつき収入印紙800円分が必要になります。

登記嘱託手数料  
(2,600円分の収入印紙)

郵便切手

Q4 ご本人の戸籍謄本 など

詳しくは家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

同意権・取消権、代理権などの  
権限の範囲に応じて、

### 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、  
遺産分割などの財産に関する契約などに  
ついての助言や支援

### 身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入所の手続きや費用の支払い(療養看護)など、日常生活に関する契約などの支援



### 成年後見人などができること

同意権・取消権、代理権などの  
権限の範囲に応じて、

### 身分行為

本人の生活や健康管理のために  
何らかの労務を直接提供する行為  
例  
・食事を作る、掃除をする  
・実際に介護をする等



### 成年後見人などができないこと

### 事実行為

本人の生活や健康管理のために  
何らかの労務を直接提供する行為  
例  
・食事を作る、掃除をする  
・実際に介護をする等

### 身分行為

法律上の身分関係に関する法律効果を  
発生、あるいは変更、消滅させる行為  
例  
・婚姻届を出す 等

### その他

医療の同意(手術をする、しないを決める等)  
・病院入院時や施設入所時の保証人

# 成年後見制度の仕組み

成年後見制度は、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つに分かれています。

**法定後見制度**は、現在すでに認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人が対象になり、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度に分かれます。

一方、**任意後見制度**は、現在は判断能力が十分ある人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。必要になった時に、家庭裁判所に対し、「任意後見監督人」選任の申立てをします。

## 成年後見制度の種類と内容

### 法定後見制度 判断能力が不十分な人

| 制度の種類  | 後見                 | 保佐                       | 補助                       | 任意後見人          |
|--------|--------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|
| 利用できる人 | 日常生活で、判断能力がほとんどない人 | 日常生活で、判断能力が著しく不十分な人      | 日常生活で、判断能力が不十分な人         | 現在、判断能力が十分にある人 |
| 支援する人  | 成年後見人              | 保佐人                      | 補助人                      | 本人との契約で定めた行為   |
|        | <b>代理権</b>         | 本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為 | 本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為 | なし             |
|        | <b>同意権・取消権</b>     | 法律上定められた重要な行為(取消権のみ)     | 法律上定められた重要な行為(取消権のみ)     |                |

支援する人に与えられる権限

## 代理権とは?

成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行うことができます。

たとえば、本人が介護、福祉サービスなどを利用するときには、成年後見人等が必要な契約や費用の支払いを行い、さらにサービスが適切に実行されているかを確認します。ただし、法律行為に限られていますので、実際の介護などは成年後見人の職務ではありません。

また、預貯金などの財産管理も行います。



## 同意権・取消権とは?

本人の契約などの法律行為を行うときは、成年後見人等の同意が必要となります。

また、成年後見人等の同意がないままに、本人が契約などの法律行為を行ったときには、成年後見人等が取り消すことができます。